

## 独立行政法人農畜産業振興機構野菜需給・価格情報委員会設置要領

[制定 平成 20 年 6 月 26 日 20 農畜機第 1352 号]

[改正 平成 23 年 2 月 7 日 22 農畜機第 4262 号]

[改正 平成 27 年 1 月 14 日 26 農畜機第 4327 号]

### 1. 趣旨

野菜の生産流通に精通した関係者の意見を得て分析・検討を行う専門委員会として、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に「野菜需給・価格情報委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、情報の提供内容についてより一層の充実強化を図り、もって野菜需給協議会（以下「協議会」という。）における「野菜の需給、価格動向の情報の提供」の円滑な推進に資するものとする。

### 2. 活動内容

- (1) 野菜の主要な品目についての今後数か月間の需給・価格の見通しの分析・検討
- (2) (1) に関する情報提供
- (3) その他協議会の活動に必要な事項

### 3. 構成等

- (1) 委員は、学識経験者、野菜の生産・流通の実務者等で構成する。
- (2) 委員会に座長をおく。
- (3) 座長は、委員の互選により選出する。
- (4) 座長は、委員会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 委員会に、学識経験者、野菜の生産・流通の実務者等で構成する分科会をおくことができる。  
なお、委員会座長は、分科会座長を分科会委員から指名するものとし、分科会座長は、委員会に出席し分科会の検討内容を報告するものとする。
- (6) 委員会及び分科会（以下「委員会等」という。）には、必要に応じて専門委員をおくことができる。
- (7) 委員、分科会委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、機構の理事長が委嘱する。
- (8) 委員等がやむを得ない事由により委員会等を欠席する場合、その委員等がその所属する組織の中から代理人を定めて出席させることができることとする。

この場合、委員等はその者を代理人とする委任状を機構の理事長に提出するものとする。

(9) 委員等の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

#### 4. 開催

委員会等は、主要な野菜の出荷時期等を勘案して開催することとし、機構の理事長が招集する。

#### 5. 事務局

委員会等の庶務は、野菜需給部需給推進課が行う。

#### 6. その他

この要領に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項について、委員会等の了承を得て、別に定めることができる。

##### 附 則

この要領は、平成20年6月26日から施行する。

##### 附 則

この要領の一部改正は、平成23年2月7日から施行する。

##### 附 則

この要領の一部改正は、平成27年1月14日から施行する。